

安芸高田市 森林環境譲与税活用方針

森林の現状と課題

本市の総面積は 53,771ha、そのうち森林面積は 42,419ha で総面積の 79%を占めている。民有林面積は 38,230ha で、そのうちヒノキを主体とした人工林面積は 10,470ha で人工林率は 27%である。

戦後、植林された人工林の多くが現在、伐採の時期を迎えている。森林整備を推進していくにあたっては、境界及び所有者の確定、林況把握、森林整備の履歴等の情報が必要となる。しかしながら、木材価格の低迷、森林経営意欲の低下による林業就業者の減少と、森林所有者の世代交代で相続が発生しても引継ぎがされず、今後急速に高齢化が進むなか、所有者不明森林、境界不明森林が増大している。

山林部に係る基本情報は次のものがある。

①地籍図（市町村が調査を実施）

国土調査法に基づく調査で、一筆毎の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量し、公図（地籍図）として、筆毎の境界線と地番が記入されている。

②森林簿（県が整備）

地域森林計画対象民有林について、森林に関する情報を記載した台帳。所有権、所有界、面積等土地に係る諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。

③森林計画図（県が整備）

森林基本図を使用して、森林の区域等を示した地図。境界を証明するものではない。

④林地台帳（市町村が整備）

森林の所在や登記簿上の所有者、実際の所有者、地籍調査や境界に関する調査等が行われているかどうかといった情報を記載

⑤林地台帳地図（市町村が整備）

林地台帳に付属する地図で、地番、地籍調査済の箇所は地番界を記載

しかしながら、地籍図を除いて境界や所有者を特定できるものではないこと、情報が古く不明瞭な部分が多いことや、整備する機関が異なることによる情報の一元化ができていない等の課題があり、森林整備を進めづらい現状がある。

そこで、本市においては森林を取り巻く課題解決のため、次に掲げる 5 項目について森林環境譲与税を活用し、森林整備を進めていく。

1. 森林基本情報の整備

本市の地籍調査実施率は 69%で耕地部の地籍調査はほぼ終了している。山林部の地籍調査は八千代町と向原町で完了しているが、その他 4 町は一部しか地籍調査が終了していない。地籍調査を進めようにも境界不明森林が増加しており、地籍調査を進めていくことは不可能な状況となっている。

そこで森林環境譲与税を活用し、地籍調査の精度とはいかないが森林所有者及び所有者界を確定することのできる「森林境界明確化事業」を推進し、市が作成・管理する林地台帳に反映させることで、森林の基本情報を整理し、円滑に森林整備ができる体制整備を進めていく。

※活用する事業

【新規】 森林の境界明確化事業

施業実施にあたって、所有者界が不明瞭となっている地域において、森林所有者などの関係者の立会のもとで境界の測量を実施する事業

【新規】 林地台帳及び林地台帳地図を整備するための業務委託

【新規】 境界明確化事業実施地区に対する意向確認調査

2. 路網等のインフラ整備

森林整備を進めていくうえで、伐採機械や運搬機械を搬入出するための林道や作業道が必要となる。本市は林道 127 路線・156km を開設しているが機能を十分に発揮するためにも適切な維持修繕が必要である。また、新たな場所での森林整備を進める場合にも、林道等の路網の整備が必須となる。

よって、既設路網の維持修繕及び新たな路網の開設を進めていく。

※活用する事業

【継続】 林道の修繕工事

【継続】 林道の除草業務

【新規】 林道の横断溝及び側溝清掃

【新規】 作業道の維持修繕費に対する補助制度

【新規】 作業道開設に係る補助制度（国庫補助事業に該当しない路網に限る）

3. 防災・減災対策

近年、集中豪雨が多発している。本市でも平成30年の西日本豪雨、令和3年8月の豪雨により甚大な被害を受けている。市が管理している主要インフラ施設（市道、公共施設）を自然災害から守るため、隣接する森林の整備をすすめ、防災・減災対策を進めていく。

※活用する事業

- 【継続】 林道・市道に隣接する森林の間伐及び支障木の伐採
- 【新規】 主要公共施設に隣接する間伐等
- 【新規】 国補助事業、ひろしまの森環境貢献林整備事業に該当しない
小規模な森林整備に対する補助制度

4. 林業経営体を支援することによる人材育成

林業者が限られるなか森林整備を進めていくためには、林業者の経営の安定が必要である。林業者を支援することで、雇用の安定、新規就労者の確保につなげていく。

※活用する事業

- 【新規】 保育間伐に係る林業者への支援

5. 公共施設への木材利用

公共建築物の新設及び改修で使用する木材について、県産材できれば安芸高田市産材の使用を促すことにより、建築用木材の需要を拡大し、総じて林業・木材産業の持続性を高め、地域経済の活性化をはかる。

※活用する事業

- 【新規】 公共建築物の新設または改修に対し安芸高田市産材を使用する。
- 【新規】 公共建築物の木製備品に対し安芸高田市産材を使用する。